

第3回甲賀市投票区域編成審議会

【議事録】

1. 開会あいさつ（会 長）
2. 各委員の自己紹介

○事務局説明

本日、傍聴の方にも委員の皆様と同じ資料をお渡ししております。なお、傍聴の方には前回同様、『投票所カルテ』と『投票区域図』をお渡ししております。こちらの資料は会議終了後に回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

会 長：それでは本日の審議会を進めてまいります。

本日は、お配りしております『投票所等の見直し（2023年7月更新）』とあるように内容を一部更新していますので、主に変更された点について事務局からの説明の後、意見交換を行うという形で進めていきたいと思っております。では、事務局よろしくお願いいたします。

3. 投票所等の見直しについて

【事務局説明概要】

- ・見直しの背景として、選挙事務の不適正処理に関する第三者委員会からの答申の中で、複数の投票が重なった場合、投票箱の多さが不適正処理の原因のひとつであった点が挙げられる。加えて、各区で選出いただく投票管理者・投票立会人の確保が困難になってきていることや、合併時（平成16年4月1日時点）の正規職員数1,048人から、令和5年4月1日現在の正規職員数800人と、248人職員が減少している中であっても、風水害や新型コロナウイルス等の早期対応が必要な状況で、適正な選挙が行える体制を整えておく必要がある。
- ・見直しの基準で、規模・距離・施設に関して国の基準を踏まえ、既存の自治振興会単位である小学校区での編成が、市民の方に理解してもらいやすいとお示しした。
- ・投票率向上の取り組みについて、期日前投票者数を増やすため、大型商業施設での期日前投票所設置や公用車を活用した移動投票所を各地域で巡回。
また、当日投票者数を増やすため、市内どこの投票所でも投票できる「共通投票所」の検討、事前予約制による自宅から投票所までのタクシー送迎。さらに、その他として大型商業施設や学校での選挙啓発や周知を継続して行っていく。

- ・長浜市の事例では、主に期日前投票所の数は10か所（大型商業施設1か所を含む）、当日投票のみすべての投票所をオンライン化し共通投票所とする。投票所編成前後の選挙の投票率は、R3.10.31の衆院選が58.48%で、R4.2.27の市長選で52.76%となり5.72%減であった。
- ・東近江市の事例では、主に期日前投票所の数は7か所（大型商業施設1か所を含む）、投票所編成前後の選挙の投票率は、H27.4.12の県議選が43.85%で、H28.7.10の参院選で54.25%となり10.4%増であった。
- ・投票所までの移動支援について、長浜市ではタクシー25台を貸し切り、投票所まで3km以上の自治会には投票日当日に配車。R5.4.9の県議選でタクシーの利用者は31件で、ジャンボタクシーは4人、バスは15人であった。一方、東近江市では10台を貸し切り、投票日当日に運行。R5.4.9の県議選で当日投票でのタクシーの利用者は33件であった。両市ともタクシーによる移動支援は投票日当日のみで、貸し切り時間は1日10時間。この取り組みに対して、市民からは当日だけでなく期日前投票でも運行してほしいという声や移動支援を柔軟にさらに拡充してほしいという声があった。
- ・投票所見直しの効果については、災害対応等への人員確保と適正な選挙体制の確立が挙げられ、従来の選挙従事者より半数での体制確立が可能。

会 長：ただ今の事務局からの説明に対しまして、委員の皆様からご意見やご質問ございましたら挙手をお願いいたします。

委 員：資料7ページの見直し基準の中で1投票区の有権者数が3,000人以内とあるが、投票所見直し案で3,000人以上の場所が3箇所ある。また、投票所までの距離は3km以内と提示されているが、見直し案の中で距離が3km以上の投票所はあるのか。

事 務 局：現状で最も遠いところで、甲賀地域において5kmを超えている箇所があります。見直しをすることによって3km以上の箇所は複数出てきます。

会 長：投票所見直し案で3,000人を超えている箇所があるのも、あくまで基準であるという認識でよろしいでしょうか。

事 務 局：はい、基準に基づき概ねその数字になるということです。

会 長：それは国の投票所設置基準として、投票所までの距離は3km以内で、1投票区の有権者数は3,000人というのが一つの目安になるということで、この見直

し案もその点を考慮しようということですが、実際には一部考慮できていない箇所もあるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：はい、そのとおりです。

委員：見直し基準の中で、規模と距離のどちらか片方だけでも満たしていればよいのか、それとも両方とも満たす必要があるのか。

事務局：あくまで参考ですので、絶対条件として両方とも満たさなければならないというわけではございません。国が投票所設置基準として概ねの数を示し、この数に近い状態となるよう環境を整えてほしいということが国の通達の趣旨と解釈しております。

会長：国の投票所設置基準は法的な規制ではなく、あくまで国が示した目安の数字ということで、この数字以内に収めないと法令違反になるというものではないとの理解で問題ないと思います。既存の投票所を再編する際、過度な集約をしないように目安として、投票所までの距離は3 km 以内で、1 投票区の有権者数は3, 000 人というのを考慮しようという趣旨だと思われませんが、どうしても地域的な要因、つまり近い箇所を組み合わせることで、見直し基準の数字を超えてしまう箇所が出てくるということだと思います。

委員：資料7 ページの見直し基準の施設の冷暖房設備について、特に小中学校の体育館においてまったく付いていない。以前、防災会議があり体育館の中に冷房設備がないと避難場所にならないと話をしており、やはりこれだけ暑いと冷房設備が必要になってくると思うが、ここでの基準というのは付けなければならないという意味か。

事務局：教育委員会に確認をしたところ、普通教室には冷暖房設備がほぼ付いており、次の段階としては美術室や視聴覚室等の特別教室に設置していくという回答でした。そして、体育館については当然避難場所になるということで必要性は認識しておりますが、体育館に冷暖房設備を付けるとなりますと、断熱材のことを併せて考えなければならないとのことでした。そのため、その分費用がかかるという点と、優先順位を持って順番に付けていくという点を考慮しながら、今後整備を図っていくものと思われます。

委員：これだけ暑い日が出てくると体育館で選挙事務は無理である。投票管理者や投票

立会人、また職員の方も一日中とてつもない暑さの中でいなければならず、このような状況では体調に異変をきたしてしまう。そして、やはり避難場所になるのであれば当然冷房は必要になる。暖房はストーブで賄えるが、冷房は絶対に必要である。

もう1点、資料15ページで20番の松尾草の根ハウスと27番の水口北部コミュニティセンターは、見直し案では水口小学校体育館になっているが、北部は中学校の方が近い。それから、水口小学校体育館の周辺は7区で、さらに隣には6区や5区があり、すべて体育館側である。見直し案は机上ではなく現地を見てもらって、もう一度見直していただきたい。

学校の周りに住宅がたくさんあるにもかかわらず、わざわざ市役所まで行かなければならないということや、北部からわざわざ遠い水口小学校体育館に行くことになると、市民に理解は得にくいと思う。投票場所の見直しは、1投票区の有権者数3,000人以内という点のみに着目するのではなく、しっかりと場所を考慮してほしい。

事務局：投票所の見直しについては、実際の地域を確認させていただき検討しなければならない部分があると思います。また、共通投票所というどの投票所に行っても投票が可能となる制度もございますので、そのような手法も併せて考えていきたいと思っています。

会長：人数で考えていったときに、3,000人に近づくように組み合わせれば、今度は距離が離れているということであって、この点は地域によってそれぞれ状況が異なると思います。距離も人数もうまく組み合わせられるところもあれば、そうでなければどちらかを犠牲にして組み立てることになり、その点をどう考えるかは難しいですが、バランス感覚や実際の現況を見ていく必要があります。現状ではこれは案であり、どういう組み合わせがよいのかはさらに検討する必要がありますが、場合によってはどちらかの基準は満たさないというのは仕方ないと思われます。そもそも地理的分布が両方を満たす状況になっていないため、その場合、距離か人数かどちらを優先するのかを柔軟に考えていく必要があると確認しました。ちなみに、共通投票所というのはオンラインですべての投票所を結ぶということですか。

事務局：共通投票所につきまして、期日前投票はどこの期日前投票所でも投票ができるのですが、共通投票所はそれの当日版です。投票日当日に、どこの投票所でも投票できるという制度になっています。

会 長：それは実現可能なプランなののでしょうか。もしそれが実現可能なら、投票所の割付はしているがこの投票所に行ってもよいということになります。

事 務 局：はい、そうです。実際に、滋賀県の長浜市が投票所37箇所すべてを共通投票所としております。そして、現に様々なところで投票されているということです。

会 長：技術的にはオンラインですべての投票所を結ばないとできないと思いますが、甲賀市でも投票所の数のある程度減らせば実現可能なシステムだということですか。

事 務 局：はい。やはりたくさん投票所をオンラインで結ぶとなると、それだけ経費が高くなりますので、投票所の数を減らしたうえで、投票所をオンラインで繋いで共通投票所とすることは可能かと思えます。

会 長：なるほど、わかりました。このような手法があるということ、皆様の意識の中に持っていただければと思います。必ずしも今までのように、投票日当日は決められた投票所に行かなければならないという形にはならないこととセットで、減らしていくことは可能だと思います。ありがとうございました。その他、ご意見ご質問いかがでしょうか。

委 員：この見直し基準は、この基準ありきという話でこの会議が進んでいるのか。資料の中で、学区単位で投票所が編成されているが、例えば既存の投票所で3kmの箇所は今の現存のまま投票所として置いておくという案を入れてはどうか。

もう1点、投票所の時間繰り上げについての意見であるが、例えば群馬県では投票所の92%で繰り上げをしており、他にも茨城県で96%、島根県が94%、栃木県が91%という高い率で時間の繰り上げをされている。現状、山間部が投票所まで3km以上の箇所に当てはまってくると思うが、そのような場所の高齢者の方はある程度早い時間帯で投票され、若年層の方は比較的遅い時間帯に投票されるということであれば、例えば投票所の時間の繰り上げをして、時間的余裕を確保してはどうか。

そうすれば、仮に4種類の投票があつて、投票箱の管理が煩雑となり事務のミスの原因になりかねない場合も、投票箱を早く運べばある程度事務が整理されるのではないか。また、このように審議会に入らせていただいているが、審議会で決まったからという報告だけでは地域の皆様の理解は得にくい。見直し案についてはやはり地域の区長の方々の意見を参考にしながら検討していただければありがたい。

会 長：ありがとうございます。非常に重要なご意見だったと思います。見直し案ありきかどうかについては、この案を変えないというわけでは決してありません。これはあくまで事務局から出されたひとつの案ですので、この審議会の中でどのように組み合わせていくのかはもちろん検討できますので、この案を採用するかしないかを審議会で話し合っているわけではないということは言っておきたいと思います。投票時間の繰り上げについて、事務局からご意見ありますか。私の意見としては、投票所の時間を繰り上げると事務がスムーズに行くのはそうだと思いますが、投票所自体の数はそれだけでは減りませんので、開票が早くできるというメリットはありますが、行政の人員配置の問題は繰り上げたところで変わらないかと思えます。

事 務 局：現在、土山と信楽の一部の投票所では、9箇所の投票所で時間の繰り上げをしております。開票を始める時間に余裕ができるという部分はあると思いますが、投票時間の繰り上げ自体の選挙事務への影響は判断しかねます。

会 長：わかりました、ありがとうございます。それから、審議会で決まったことを各区分長の方と共有するという点ですが、審議会で仮に見直し案を答申として出してもそれは最終決定ではありません。決定権自体は選挙管理委員会にございまして、審議会はあくまで審議して意見を出す立場で、決定する機関ではありません。よって、審議会が何らかの答申を出して、その後どう判断するかは選挙管理委員会側の話となります。そして、選挙管理委員会が最終的に決定するときには、おそらくパブリックコメントあるいは各地域での説明会はなされると思いますので、皆様が代表者として決定する場ではないことをご理解いただきたいです。その他ご意見ご質問ありませんでしょうか。

委 員：資料2ページの見直しの背景の部分で、赤文字で複数の投票が重なった場合、投票箱の多さが不適正処理の原因のひとつであったという内容の記載があるが、あえて見直しの背景に入れる必要があるのか。この内容は投票所の数の見直しと関係ないように思う。

委 員：同感である。もし過去の事件がなければ、例えば20年後も同じ選挙区で運営しているのかという感想を持つ。見直しの背景に、このような内容を入れるのはどうかと思う。

会 長：私の意見を述べますと、投票箱の多さがという表現は確かにどうかと思います。

事務局側が言いたかったのは要するに、まず現状は職員が減っていて選挙事務を間違いなく処理していくうえで人間的な問題があるということです。そして、投票箱の多さが問題なのではなく、投票管理者や投票立会人を含めた人員の確保が非常に難しくなっていることから、投票所の数を減らして限られた行政職員の人数でも対応できるようにしたいということです。

この記載内容では投票箱が多かったら失敗するというニュアンスを受けることから、表現として問題だという指摘は理解できるため変えていただければと思います。

事務局：ありがとうございます。選挙事務の不適正処理に関する第三者委員会の答申の中で、選挙事務の効率化・合理化と有権者の投票環境の向上を念頭に、投票区の再編も検討課題のひとつというものがあ、投票箱の数が多くなりますと開票事務での重大なミス要因のひとつになるという答申がございましたので、今回その内容を記載しましたが、委員がおっしゃることは理解できますので表現を変えさせていただきます。

会長：ありがとうございます。資料の最後のページで選挙が1票のときの事務従事者の数と4票のときの事務従事者の数がデータで示されていますが、このデータにより投票箱の数が多くなると多くの事務従事者が必要となってくるため、十分な人数がいないと失敗が起きやすくなるということを事務局は言いたかったと思われ

れます。実際、全国の自治体でも選挙事務は非常に難しくなっていて、甲賀市だけでなく他の自治体でも様々な失敗が起こっており、その大きな背景としてどこの地域でも行政職員が減っているということが挙げられます。そして、職員の人数が足りない中でも業務はしっかりあるため、そこで失敗が起こってしまうというわけですが、失敗を防ぐには人員を増やすか事務の効率化しかないという中で、人員が増やせないのであれば業務の効率化をしようということが第三者委員会の答申の趣旨だと思います。ありがとうございます、その他ご意見ご質問ありますでしょうか。

委員：まず投票所の数や職員の人員をどのように減らして有効な選挙にするかということを検討していくべきだと思うが、投票所見直し案の中で新たに公民館や小学校の体育館という形で提案されており、これは今までの投票所を減らして新たな投票所をどこにするのかという検討だと考えられる。

しかし、思い切って今までの投票所ありきではなく、投票所をすべての商業施設の中へ設置すれば、市民は買い物へ定期的に行くため投票のついでに買い物が

できるというスタイルが取れて、体育館等へわざわざ投票のためだけに行く必要がなくなるうえ、体育館については冷房設備の問題を考えなくてよくなる。また、買い物へ行くことが困難な方に対して投票に行くという形で、商業施設までのタクシーによる移動支援を実施するのもよいと思う。今までの投票所ありきではなく、投票所の在り方を大きく変えるような新しいスタイルでの案を考えてみてもよいのではないか。

会 長：ありがとうございました。事務局から何かコメントありますでしょうか。

事 務 局：商業施設を使った投票所というのは、期日前投票所や選挙当日の投票所という形で他市でも増えてきています。甲賀市でも投票区域の再編時には商業施設での投票を取り入れようと考えておりますが、全体的に商業施設を使うという想定はしていませんでしたので、そのような視点でも再度検討したいと思います。ただ、投票所の設営には空間的にある程度の広さが必要になってくるため、大型の商業施設でないと実現は難しいと考えられます。

委 員：投票所が少なくなると困るのは不便な場所に住んでいる交通弱者であり、そのような方々がタクシーを手配することは困難であるため、移動投票所という考えはないのか。長浜市や東近江市の資料にも記載はなかったと思うが、甲賀市はどうか。

事 務 局：移動投票所という地域に出向いて行う投票については、長浜市も東近江市も実施されておられません。甲賀市としましては移動投票所も必要になってくると考えておまして、そのことは資料の投票率向上への取り組みのところで触れております。各地域を巡回しまして、例えばこれまで投票所であったところに公用車で出向いて、そこで投票をしていただくということも考えられますので、移動投票所が甲賀市に有効な手段となるのであれば前向きに検討してまいります。

委 員：移動投票所というのは投票管理者や投票立会人、また職員の方の体制も含めて具体的にどのような形態なのか。

事 務 局：移動投票所は公用車ですので職員が運転しますが、投票場所や投票時間を事前に周知し、投票ができる設備を特定の場所へ持っていきその場で設営後、投票していただくというイメージになります。もちろん投票管理者や投票立会人のこともありますので、その点は考える必要があると考えております。

委員：資料の最後のページの投票所見直しの効果のところ、災害対応の人員について、災害時に選挙があれば両方でこれだけの人員が必要になるということか。

事務局：選挙と災害対応ですべてこの人員が必要というわけではありません。災害対応として、参考①に示している人員が必要ということです。

委員：投票所の中で避難所になっている箇所があるが、災害時はどうなるのか。

事務局：大規模な公共施設では、避難所に指定されている箇所が多くあります。災害のレベルにもよるかと思いますが、例えば大地震が起きた場合はそれでも投票所を開設しておかなければならないかという、そういうことはないと思います。一方、大雨が降って、早期での避難所を開設する場合がありますが、そのような状況下であっても投票所を開設しておく必要があるのであれば、施設の中で場所を区切らせていただいて半分は避難所、半分は投票所という形で対応できればと考えております。

会長：災害の話は選挙に限らずですが、行政職員が減る一方で日本は災害の問題があらゆる地域で多発しており、いつ発生するか予測できない災害が発生したときには、行政は大部分の人員がその対応に割かれるため、もしそこに選挙が重なると大変なことになるとの考えから、資料にその旨を示されているのだと思います。要するに、平時であれば対応できることも、災害という緊急時に人員を割かなければならないときに、選挙事務の体制をどこまで維持できるのかということであり、選挙事務の執行における安全面を考慮した時に、選挙事務を効率化すればより安全なのではないかということ、事務局は主張したいという理解でよいと思います。ありがとうございます。その他ご意見ご質問いかがでしょうか。

委員：資料の2ページの見直しの背景のところは、市民にとっては見直しの理由につながってくると考えられるので、見直しの背景が審議会の答申あるいは甲賀市としての決定事項にどこまで反映できるのか、どこまで市民に理解をいただけるのかという点が一番重要である。投票所の見直しは投票にかかわる人たちのための見直しではなく市民のための見直しであるべきで、投票の機会均等は市民の権利であり民主主義の根幹にかかわる部分であるため、市民に不便が生じることと投票の機会均等の部分の整合性をどう取るのかを考える必要がある。

さらに言いたいのは、確かに旧町の時に投票所は集約されてきたが、その時代の背景と現在の背景、つまり家族構成が一緒かどうかを考えていただきたい。かつては2世代、3世代で同居して、選挙の時はそれぞれ家族が乗り合わせをして投

票所へ行ける環境があった。

しかし、現在は核家族化が進んで親世代だけの家族形態が進み、配偶者がいなくなれば独居老人になるというケースが多くなってきており、そのような中で投票の機会を少なくするような審議をしなければならないことは、苦渋の審議である。単に他市が見直しをしているからではなく、甲賀市には独自の事情があるはずなので、投票所を集約した過去の時代背景から変わってきている部分を加味したうえで、甲賀市としてあるべき投票所の見直しの形はどのようなかを、たとえ答申であっても市民にしっかり説明する責任と義務がある。

また、例えば投票管理者や投票立会人の選任が困難になってきているということだが、どこの地域がそうやってどのような実情があるのか。私たちの地域は区長会で地域割りをして順番に選出していこうと知恵を絞って、できるだけ地域が困らないようにしている。投票にかかわる人たちの選挙事務が困難だからと言って、市民の投票の機会が奪われることのないように知恵を絞って検討するべきだが、このことについて事務局の見解を伺う。

事務局：ただ今の意見は、市民の方の投票の機会を守っていく根本的なご意見だと思います。しかし、投票区域の再編では皆様の投票の機会を奪うために見直しを行うわけではなく、投票する機会を確保した中で、間違いのない選挙事務を執行できる体制を維持していくために見直しを行うものですので、タクシーによる移動支援や共通投票所という手法も含めて、審議会において方向性を決めていきたいと考えております。

会長：ありがとうございます。私から意見ですが、現在の投票所の95箇所を37箇所にするというのはあくまで案で、これは決まっているわけではなく、それぞれ地域の実情がある中でこれだけ一気に減らしてよいのかという問題があるので、その点は細かく検討していく必要があります。

また、民主主義において投票できる環境を整えることはもちろん重要ですが、一方で問題の背景にあるように選挙事務が適正に執行されることも民主主義にとって重要です。実際に投票がされても適正な管理がされなければ、その結果は意味のないものになってしまい、現に甲賀市でもその他の地域でも、せっかく投票してもらっても票の数え間違いや紛失等の不適正な処理が起こってしまっているため、そのような状況が問題だと思います。

そして、事務局から提案されているこの投票区域の再編には、行政のためというわけではなく、有権者を守るために投票環境を整えるとともに、公正な選挙事務体制を確立することも考えなければならないという背景がありますが、現状では選挙事務体制が脅かされているので、行政の規模にあったサイズに投票区域を再

編する必要があるということだと思います。

ただ、見直しの背景のページの記載が市民不在のような書き方になっていますので、答申を作る時には適切な表現で書いたほうがよいと感じました。ありがとうございました。その他ご意見ご質問いかがでしょうか。

委員：私たちが出す答申は、投票所の数を減らすことはよいこと、と言うだけの答申なのか、減らすのならば共通投票所や移動投票所等を導入すること、というように併せて書く答申なのかどちらなのか。

会長：すべて自由に書けます。投票所の数を現状のまま変えないと結論を出して書くこともできますし、減らすべきだが具体的な案は選挙管理委員会に任せるという内容でも構わないと思います。また、減らす方向性で考えるけれども、同時に共通投票所や移動投票所を導入すること、と書くこともできますし、いかようにも答申は出せると思います。

委員：では、こういった審議会を何回も重ねて総合的にこのような意見が多く出た、という答申でよいということか。

会長：答申は方向性を持たなければならず、様々な意見が出たというだけの答申では答申にならないため、この審議会では何らかの方向性はまとめていきたいです。

委員：そもそも投票所の数を減らすことありきで考えて、その後のことも検討するのか。現在すべてのことを議論している状態であり、投票所の数を減らすことに賛成の方もいれば反対の方もいる中で、これでは答申として話がまとまらないのではないか。

会長：まず具体的に審議会で判断できないということであれば、あえて判断しないという選択もあります。他にも、現状投票所を減らす必要はあるが、減らすのであれば他のサポート体制もセットですること、と意見を出す方法もあるでしょうし、投票所までの距離3 km 以内は守ってほしいという意見もひとつの方向性になるかと思います。

そして、最終的に議決を取る必要はないと思いますが、皆さんが合意できる全体の結論を出された中で異論として少数意見があるのなら、それは少数意見として盛り込めばよいと思います。

ただ、複数の意見を書いてもよいでしょうが、それらすべての意見を平等に扱って様々な意見が出ました、ということでは答申になりませんので、方向性は明

確に書いたほうがよいと考えます。

委員：この見直し案の投票所の減らし方でも、25年後のことを見据えるとまだ甘いと考えている。甲賀市の人口予測で、10年後、20年後、30年後のデータを持っているだろうが、それを考慮して30年後を考えると、この見直し案の減らした数でも多いと思う。

委員：投票率は選挙の種類によっても争点等によっても上下するが、投票所を減らしたことによって投票率が下がることは避けなければならないが、事務局はそのような事態を避けるために様々な方法を検討されていると思うが、可能な限り地域によって不公平が生じないように検討を進めてほしい。

委員：投票所を減らすことや行政職員が少ないという状況は、行政側の事情であり、市民側に不便をかけることになる見直しには反対である。市として、身体の不自由な人が投票できるように移動投票所に力を入れるという意見を出されてはどうか。

会長：ありがとうございました。一定の条件下での郵便投票の方法があると思いますが、この方法をもっと柔軟化することと同時に、もっと制度の周知を考えていくこともよいのかなと思います。

委員：現在、期日前投票期間中に病院や福祉施設で不在者投票が実施されているが、この投票方法がなくなると思う人が出てくるかもしれない。今後も引き続きしっかり事務の執行をしていただければと思う。

事務局：病院に入院中のときや他市町村へ出かけている等のときに、郵送で不在者投票をする制度がございまして、また、障がいの程度によりますが身体障がいの方や介護認定5以上の方も郵便投票が可能です。ただ、あくまで国による全国一律の制度であるため、制度の内容をもっと周知をして広く市民の方に知っていただけるようにする必要があります。

会長：様々な状況に置かれている方の誰もが投票できる環境を整えることは、選挙管理のうえで重要なことですが、一方で、すべて行政で対応を考えるべきという意見は行き過ぎだと思います。行政のできることに限界があり、その限られた中で何をしてもらうのかという議論になるわけですが、今までしていることに加えて新しいこともしていけば、どこかで破綻してしまうため、そうすると他の何かを

減らしていく必要があります。

この見直しで投票所を劇的に減らさなかったとしても、集約できるところは集約すれば、行政の力を災害対応等の別のところに使うことができるようになり、そういう意味で結局は市民のためにつながるので、投票所を見直す必要があるということです。つまり、この審議会で答申を出すにあたって、限られた中で何をしてもらうのかを考える必要があるということだと思います。

委員：誰もが投票しやすい環境を整備することが原則であり、共通投票所や移動投票所のような様々な選択肢が増えてくるのは非常によいことである。私は投票管理者をしたことが何度もあるが、最近では行政職員だけでなく多くの保育士も選挙事務をされており、保育士が動員されるほど職員が少なくなっている。そして、選挙当日は遅くまで事務をされ、翌日は保育園で子どもをみなければならない中で、保育士までそのように働かなければならないのかと現状の厳しさをつくづく感じており、このままでは職員全体が疲弊してしまう。よって、少子高齢化や人口減少という時代の流れの中で、やるべきことを考え様々な方法を選択して、誰もが投票できる環境を作っていけば、市民の方の理解が得られると思う。学校の統廃合と同じで、時代の流れに合わせて施策を実施する必要があり、地域の代表者が市民の皆さんの思考を変えていき、民主主義を守っていくことが重要である。

委員：交通弱者の方の投票の機会確保と投票所の見直しとの整合性を、どう確保していくかを考えて判断する必要がある、私たちが出す答申は地域の実情が反映されたものでなければならない。過去の市町村合併で甲賀市になった時に、地域の実情があったから町独自でしていた施策が、市になり平等な施策にしなければならないという理由でなくなった背景がある中で、この投票所の見直しも数字だけをみて調整するのではなく、地域の実情に配慮した激変緩和措置を取れば市民の方の理解が得られるのではないかと考えている。

委員：投票所の数を減らす素案はあるが、減らす代わりに投票環境を整えるうえで甲賀市としてどのような手法を取るかの素案がない。他の自治体の事例紹介になっているだけで、甲賀市選挙管理委員会としてしたいことの意味表示が感じられないため、その部分の提示をよろしくお願ひしたい。

会長：行政側が意思表示するわけではなく、この場では委員側でしたいことを表明すればよいので、行政側が提示したことだけではなく、それ以外にも自由に提案してよいと考えます。投票所を減らすだけではなく、地域の実情を反映させた投票環

境を整える積極的な体制を答申に書いていき、その体制を取るためにも効率化できるところは効率化するという表現で書いていけばよいと思います。

委員：最後のページの投票所見直しの効果のところ、投票所経費の削減費用約1,200万円は、他の施策いわゆる移動投票所やタクシーによる移動支援等の経費に充てるということか。それとも、それ以外に1,200万円生み出せるという意味か。

事務局：1,200万円と挙げている経費は投票管理者や投票立会人、選挙事務従事者の人件費等であり、実際に移動投票所等の様々な措置を講じるための費用はこの中には入っておりません。また、1,200万円で新たに発生する費用を補うという考えはありません。むしろ、例えば共通投票所を導入すれば大掛かりなシステム構築が必要であるためもっと費用がかかる可能性もあります。

会長：費用削減ありきで投票所の見直しをするわけではなく、適正な選挙管理をしていくうえで投票所を見直した方が確実という意味だと思います。

委員：このような記載であると本当に1,200万円削減できるのかと誤解が生じてしまう。

会長：書き方の問題だと思いますし、最終的な答申には書かなくてもよいかと思います。ただ、単純に投票所を減らせば人件費で1,200万円の費用が削減されるという目安だということです。

委員：順当にいけば、次は何の選挙があるのか。

事務局：令和6年の10月頃に市長選と市議補選があります。

委員：その選挙に投票所の見直し内容を反映させようという考えはあるか。

事務局：令和6年度には間に合わないかと思います。早くても令和7年度に整備できるかどうかということかと思っています。やはり投票区域の再編となりますと、例えば長浜市や東近江市では投票所の場所がわからないという意見が多くあったようで、甲賀市ではそのようなことがないように周知徹底が必要ですし、共通投票所等を導入するのであればシステム導入の予算確保および作業が必要になってきますので、令和6年度からの実施は無理かと考えております。

委員：令和6年10月の選挙の次は何があるのか。

事務局：令和7年7月に参議院選挙があり、その後10月に市議選があります。また、いつあるかはわかりませんが、衆議院選挙があります。

委員：この審議会で答申を出す時期は今年度中なのか、来年度の可能性もあるのか。

事務局：できれば今年度中に答申をいただければと思います。

委員：答申を出す時期によって会長による審議会の進行も変わってくるし、委員には任期があるので任期が終わり、委員が別の方に変わればまた話が振り出しに戻って、いつまでたっても話が前に進まないという事態になってしまうので、いつまでに答申を出す必要があるのか考え方を整理してほしい。

会長：私も同意見です。できれば年内までには方向性をまとめられればよいかと思しますので、皆様ご協力をよろしくお願いいたします。

委員：今後のスケジュール的に、第4回と第5回の審議会が設定されているが、第6回の審議会を最後にしなければ間に合わない雰囲気があるので、事務局側が資料の作成等を頑張っていただかないと今年度中は無理かと思しますので、よろしくお願いいたします。

会長：その他ご意見ご質問よろしいでしょうか。なければスケジュールの話に移ってよろしいでしょうか。それでは投票所の見直しの審議については以上で終了とさせていただきます。

4. 今後の審議会等のスケジュール

会長：それでは、次に次第4の今後の審議会等のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局：第4回の審議会が概ね10月頃、第5回の審議会が12月から1月頃にかけてと設定させていただいております。先ほど第6回の審議会のご意見がございましたが、事務局としましては第5回の審議会に答申をいただきたいと思っております。

会長：このスケジュールに関して、ご意見ご質問はありますか。

会 長：それでは質問がないようですので、本日の審議内容は以上になります。

5. その他

会 長：その他、事務局から何か連絡事項ございますか。

事 務 局：本日の会議で様々なご意見をいただきまして、資料の中で一部表現が不適切であるところご指摘いただきましたので、事務局と会長とで調整しながら資料は整えていきたいと思えます。また、第4回の審議会につきましては、改めまして委員の皆様へご案内いたします。どうぞよろしく願いいたします。

会 長：ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問はございますか。

会 長：それではないようですので、閉会にあたりまして、副会長から終わりの挨拶をお願いいたします。

6. 閉会あいさつ（副会長）

会 長：それでは、以上で本日の会議は終了いたします。皆様ありがとうございました。

15時47分 終了